

[事案 2024-247] 就業不能給付金支払請求

・令和7年7月14日 裁定終了

<事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、就業不能給付金が支払われなかったことを不服として、就業不能給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年4月に右肩甲骨骨折、後頭部打撲および全身打撲を受傷したため、A病院に5日間、A病院退院の2日後からB病院に27日間、B病院退院の3日後からC病院に29日間、それぞれ入院したことから、令和3年3月に契約した組立型保険にもとづき、就業不能給付金を請求したところ、約款の支払事由に該当しないことを理由に就業不能給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、就業不能給付金を支払ってほしい。

- (1) A病院から退院した理由は、東北地方にあり、自分の自宅は中部地方であったため、早期に地元に戻りたかったからである。B病院に入院した後も安静にしている必要があり、実際に安静にしていた。身体が動くようになった後はリハビリが必要であったことから、C病院に転院した。いずれの転院にも合理的な理由がある。
- (2) 募集人から、就業不能給付金は30日以上入院した時に30日ごとに給付されると説明を受けたが、入院中に病院を転院した場合の説明はなかった。そのため、同じケガで転院をした場合には入院期間が継続するものと考えていた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、入院治療について、継続して30日以上入院であれば就業不能給付金の支払事由に該当し、30日未満であれば非該当となる。本入院は、いずれも入院期間が30日継続していないため、支払事由に当たらない。
- (2) 募集人は既に退職しているが、当社が確認できる限りにおいては、募集時に誤った説明をした等の事実は確認されなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。